

国内の公共工事における第三者技術者の活用に関する検討

国土技術政策総合研究所 正会員 ○安谷 覚
 森田 康夫
 笛田 俊治
 株式会社 建設技術研究所 正会員 松田 千周

1. はじめに

日本の建設産業は、土木分野においても優れた技術力を有してきており、これまでの世界的な社会資本プロジェクトに貢献をしてきたところであるが、海外の入札・契約方式は国内の方式と異なることなどから、その力は未だ十分に発揮されているとは言えず、こうした相違が建設業の国際展開を阻む要因の一つと考えられている。

本研究では、諸外国の建設工事において広く用いられている FIDIC（国際コンサルティング・エンジニア連盟）契約約款に代表される、監督・検査・設計変更等を行う外部の技術者集団である第三者技術者（the Engineer）を活用した国際的な契約方式を国内の公共工事に導入するにあたっての諸課題について検討することを目的とする。

2. 研究方法

第三者技術者の活用を検討するにあたり、FIDIC 契約約款に代表される契約方式と我が国の契約方式を比較するにあたり、単に使用する契約約款が異なる、あるいは工事監督を行う者が異なるといった観点ではなく、支払いや設計変更／契約変更に対する考え方等、建設生産システム全体の差異について検証することが重要である。そこで、FIDIC 契約約款の中で発注者の設計による建設工事を対象とした 1999 年レッドブック（以下「FIDIC 契約約款」という。）と現行の我が国の契約約款との対比を通じて、建設生産システムの全般的な差異を捉え、導入上の課題を明確にした上で対応の考え方を考察する。

3. 第三者技術者の活用にあたっての考え方及びその課題

我が国の公共工事標準請負契約約款と建設工事の契約約款である FIDIC 契約約款において基本的に異なる点として、(1)契約方式・支払い方式、(2)監督・検査の体制、(3)設計変更／契約変更の手続き、及び(4)発注者と第三者技術者の役割分担の 4 点が挙げられる。具体的な違いについては、表-1 の通りである。このような相違を踏まえて、国内の公共工事において第三者技術者を活用するに当たり、現行の工事請負契約書に FIDIC 契約約款の考え方を反映するにあたり、我が国の公共工事標準請負契約約款と異なる点について、その運用方法について具体的に検討を行った。

(1) 契約方式・支払い方式

契約方式に関しては、諸外国では単価契約精算方式が主流であるのに対して、我が国の公共工事においては総価契約が一般的である。また、支払い方式については、諸外国では月次の部分払いが主流であるのに対し我が国の公共工事における支払い方式は前払金、中間払い又は（2ヶ月に1回の）出来高部分払方式が適用されている。今回の第三者技術者の活用にあたっては、現行の関係法令や実施方式を踏まえてもっとも諸外国の方式に近い方式である「総価契約単価合意方式」及び「出来高部分払方式」を採用することが妥当と考えられる。

(2) 監督・検査の体制

工事に関する監督については、工事受注者の施工責任を現行のままとして、現行の監督技術基準に沿って監督を行う。現行の国内工事において発注者の職員が担っていた工事の監督・検査の体制について、試行工事においては、第三者技術者に工事の監督業務の全て及び検査業務の一部を委託する。第三者技術者の体制につい

キーワード FIDIC 契約約款, 監督・検査, クレーム, 紛争処理

連絡先 〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地 国土技術政策総合研究所 TEL029-864-2211(代)

表-1： 工事請負契約書に関する基本的考え方

項目	今回試行での対応方針及び考え方(案)	FIDIC契約約款(1999年版レッドブック)に基づく契約	国交省直轄工事における工事請負契約
契約方式	・総価契約単価合意方式を採用	・単価契約精算方式	・総価契約単価合意方式
契約図書	・工程表について、第三者技術者と受注者で、契約図書(特記仕様書、共通仕様書、現場説明書、図面等)と整合しているか等、工程表の内容について確認を行う。	・契約図書の一部として受発注者を拘束、工期延長や追加支払いのクレームを行う場合に、その妥当性を示す根拠として使用。(§ 20.1)	・合意単価表は拘束されるが、提出されている工程表は概略的な計画にすぎず、かつ契約上拘束されず。
監督	・全て第三者技術者が実施。	・第三者技術者が実施	・監督検査分離の原則及び監督要領等に沿って、発注者の監督職員が実施。
検査(完成検査、中間技術検査、既済部分検査)	・原則、第三者技術者が実施。(ただし、発注者が立会を行う。また、完成検査、中間技術検査については成績を付与する)	・第三者技術者が実施	・監督検査分離の原則及び検査要領等に沿って、発注者の検査職員が実施
工事又は区間の引渡し	・第三者技術者が検査後、受注者に検査結果を通知の上、発注者に引渡し	・第三者技術者が引渡し証明書発行 (§ 10.1, § 10.2)	・検査調書に基づき、発注者が引渡し手続き実施
工事受注者への代金の支払い	・第三者技術者が検査後、発注者に検査結果を通知した上で、発注者が支払い	・第三者技術者が支払い証明書発行 (§ 14.3, § 14.6, § 14.7)	・検査調書に基づき、発注者が支払い手続き実施
設計変更/契約変更	・契約変更を要しない設計変更等は第三者技術者に委任し、契約変更を伴う設計変更等は発注者の事前承認を必要とする。	・原則は第三者技術者の裁量で設計変更の指示が可能。(§ 13.1) ※一定以上の契約額変更を伴う設計変更は、発注者の事前承認を要する場合が多い。	・受発注者協議事項 ・設計変更と契約変更を一体化して運用

て、監督の職務と検査の職務の兼職禁止(予算決算及び会計令第101条の7)を考慮したものとする。

(3) 設計変更/契約変更の手続き

FIDIC 契約約款を踏まえて、設計変更については第三者技術者が行い、契約変更については発注者が行うこととする。ただし、発注者が引続き支出負担行為や事業マネジメントを実施することを考慮して、請負代金額又は工期の変更を伴う場合は、予め第三者技術者からの上申について発注者が承認を行う。請負代金額の変更及び工期の変更にあたり、FIDIC 契約約款を反映して、契約変更請求(クレーム)手続きを導入する。この契約変更請求の運用にあたっては、変更請求事由が発生してから一定期間内に請求を行わない場合には請求権がなくなる等の規定を設ける。

(4) 発注者と第三者技術者の役割分担

第三者技術者を活用するにあたり、現行の国内の公共工事において発注者の職員が担っている役割について、発注者又は第三者技術者の役割を担うこととなるため、その役割分担を整理することが重要である。関連工事の調整、工事材料の品質確認、工事の立会等は、第三者技術者が自らの判断で実施し、その内容等は発注者に対して報告を行う。工事の工期及び契約額の変更に係わる事項等については、第三者技術者は提案を行い、発注者の事前承認を得て工事請負者に通知を行う。

4. 今後の検討課題

FIDIC 契約約款においては、工事毎に紛争委員会(Dispute Board)の設置が規定され、受発注者間で合意に至らない又は第三者技術者の決定に不服がある場合はこの DB において解決することを目指す枠組みが考えられている。導入については、紛争委員会の委員の選定方法や報酬等も含め今後の検討課題といえよう。

なお、第三者技術者の活用にあたっては、先にも述べたように FIDIC 契約約款と我が国の公共工事請負契約標準約款には、工事契約をとりまく建設生産システム全体の差異があり、これらの差異を踏まえてどのように運用を工夫するかを検討することは、今後の我が国の建設生産システムの改善に寄与するものとする。

最後に、国内の公共工事における第三者技術者の活用の検討にあたって、東京大学大学院工学系研究科小澤一雅教授をはじめとする学識経験者の皆様にご指導いただいたことをここに記して深く謝意を表します。

【参照：国総研ホームページ (<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/>)】